(四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費（以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a　b及びcに掲げる者以外のもの	四、三三〇単位

b　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの（cに掲げる者を除く。）次のiからiiiまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれiからiiiまでに掲げる単位数

i　区分六に該当する者	一七、八八〇単位
ii　区分五に該当する者	一一、三〇〇単位
iii　区分四に該当する者	八、八〇〇単位

c　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの

	四、三三〇単位

(4) 行動援護に係る支給決定を受けた者（(2)及び(3)に掲げる者を除く。）次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの　次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a　区分六に該当する者	三七、五一〇単位
b　区分五に該当する者	二八、八六〇単位
c　区分四に該当する者	二一、七〇〇単位
d　区分三に該当する者	一六、一〇〇単位
e　障害児	二〇、四九〇単位

(二) 生活介護サービス費等を算定される者（(三)に掲げる者を除く。）次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a　区分六に該当する者	二四、四八〇単位
b　区分五に該当する者	二〇、三一〇単位
c　区分四に該当する者	一六、〇〇〇単位
d　区分三に該当する者	一二、二八〇単位
e　障害児	二〇、四九〇単位

(三) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）

	二、六六〇単位

(5) 居宅介護に係る支給決定を受けた者（(2)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる者を除く。）次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの（介護保険給付対象者を除く。）次のaからgまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数

a　区分六に該当する者	二九、四一〇単位
b　区分五に該当する者	二一、四二〇単位
c　区分四に該当する者	一四、六二〇単位

(四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費（以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a　b及びcに掲げる者以外のもの	四、二六〇単位

b　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの（cに掲げる者を除く。）次のiからiiiまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれiからiiiまでに掲げる単位数

i　区分六に該当する者	一七、六〇〇単位
ii　区分五に該当する者	一一、一二〇単位
iii　区分四に該当する者	八、六六〇単位

c　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの

	四、二六〇単位

(4) 行動援護に係る支給決定を受けた者（(2)及び(3)に掲げる者を除く。）次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの　次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a　区分六に該当する者	三六、五二〇単位
b　区分五に該当する者	二八、一〇〇単位
c　区分四に該当する者	二一、一三〇単位
d　区分三に該当する者	一五、六八〇単位
e　障害児	一九、九五〇単位

(二) 生活介護サービス費等を算定される者（(三)に掲げる者を除く。）次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a　区分六に該当する者	二三、八四〇単位
b　区分五に該当する者	一九、七八〇単位
c　区分四に該当する者	一五、五八〇単位
d　区分三に該当する者	一一、九六〇単位
e　障害児	一九、九五〇単位

(三) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）

	二、五九〇単位

(5) 居宅介護に係る支給決定を受けた者（(2)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる者を除く。）次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの（介護保険給付対象者を除く。）次のaからgまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数

a　区分六に該当する者	二八、八〇〇単位
b　区分五に該当する者	二〇、九八〇単位
c　区分四に該当する者	一四、三二〇単位